

社ハ社則ノハズルニシテ

第十條

大會ノ臨時ハ出席力議員ノ過半數ヲ長クシテ召集スルコトヲ得

第十一條

召集力議員ノ過半數ヲ長クシテ召集スルコトヲ得

第十二條

召集力議員ノ過半數ヲ長クシテ召集スルコトヲ得

第十三條

召集力議員ノ過半數ヲ長クシテ召集スルコトヲ得

第十四條

召集力議員ノ過半數ヲ長クシテ召集スルコトヲ得

第十五條

召集力議員ノ過半數ヲ長クシテ召集スルコトヲ得

第十六條

召集力議員ノ過半數ヲ長クシテ召集スルコトヲ得

第十一條

若シ前項ノ決議方法ニ對シ出席代議員五分ノ一以上ノ決議アル時ハ各代議員ハソノ代表スル組合ノ會費完納者一名ニ付一票ノ割合ヲ以テ投票權ヲ行使シ得ルモノトス

大會代議員ハ左ノ標準ニヨリテソノ所屬組合員中ヨリ選

出スルモノトス

二名

一、二百名未滿ハ 一名増員

二、二百名以上ハ百二十名ヲ増ス每ニ 一名増員

三、五百名以上ハ百五十名ヲ増ス每ニ 一名増員

四、一千名以上ハ二百名ヲ増ス每ニ 一名増員

五、三千名以上ハ二百名ヲ増ス每ニ 一名増員

但シ端數ガ半數ニ達スル時ハ一名ヲ選出スル事ヲ得

六、地方的聯合會、産業的全國聯合會、産業的全國組合ノ代表者ハ選舉ヲ要セスシテ代議員ノ資格ヲ持ツモノトス